

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和元年8月11日 15時56分ごろ
発生場所	大阪府泉南市マーブルビーチ 樽井漁港西防波堤灯台から真方位051°940m付近 (概位 北緯34°23.3′ 東経135°16.1′)
事故の概要	水上オートバイマーブルは、浮体をえい航して遊走中、浮体のえい航索が遊泳者に接触し、遊泳者2人が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マーブル、5トン未満（長さ2.70m）
船舶番号、船舶所有者等	250-46860兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、旧五級小型（免許証失効中）
負傷者	軽傷 2人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、搭乗者3人を乗せた浮き輪型の浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航中、えい航索が遊泳者2人に接触した。 遊泳者は、1人が腕に擦過傷を、もう1人が首に打撲傷をそれぞれ負った。
分析	本船は、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、遊泳者に接近し、浮体のえい航索が遊泳者に接触したことにより、遊泳者2人が負傷したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、浮体のえい航索が遊泳者に接触するに至った状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、小型船舶操縦免許証が失効中であり、小型船舶を操縦してはならなかった。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、遊泳者に接近して航行し、浮体のえい航索が遊泳者2人に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮体をえい航中の水上オートバイは、遊泳者がいる海域では遊走しないこと。 ・小型船舶操縦免許証の更新手続きを適切に行い、有効な免許証を

	保持した上で小型船舶を操縦すること。
--	--------------------